

転居

に関連するおもな手続

総合支所・支所

マークのあるものは、東郷総合支所、各支所でも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください		手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付 済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カードいずれかをお持ちの方	カードの住所変更	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		マイナンバーカード 1階8番窓口 （市民課） 総合支所・支所	
	前住所で申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、新住所 あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードをご希望の 場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は 受付窓口でご相談ください			
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります			受付 1階6番窓口 （市民課）	
保険	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険資格確認書または資格 情報のお知らせの交付 【新たに世帯主となり口座振替を希望する 場合のみ】 ・口座振替の申請	旧住所の国民健康保険証（兼高齢 受給者証）または国民健康保険資 格確認書 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印		国民健康保険 後期高齢者医療のこと 1階4番窓口 （国民健康保険課） 総合支所	
	→各種認定証をお持ちの方	・認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減 額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証			
	75歳以上の方または 65歳以上で 後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険資格確認書の 交付（後日郵送） ※限度額の区分は資格確認書に記載でき ます	・旧住所の後期高齢者医療保険証 または後期高齢者医療資格確認書 ・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負 担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証			
	→各種認定証をお持ちの方					
高齢	65歳以上で要介護認定を受けていない方	介護保険の住所変更	介護保険証		受付 1階6番窓口 （市民課） 総合支所・支所	
	40歳以上で要介護認定を受けている方	介護保険負担割合証の住所変更	介護保険負担割合証		介護保険のこと 1階12番窓口 （高齢者あんしん課）	
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑（認印可）		障がい福祉のこと 1階15番窓口 （福祉課）	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	重度心身障害者医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証 （交付されている方） ※同意書や認印が必要な場合が あります			
	障がい福祉サービスをご利用の方	障がい福祉サービス受給者証の 住所変更	障がい福祉サービス受給者証			
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			
こども	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転学手続 ※在学証明書と教科用図書給与証明書 を転出する学校でお受け取りください。	転学通知書		転出する学校	
		転入手続	・転入学通知書 ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書		転入する学校	
	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学指定校以外の学校へ通学を希望される方	校区外通学許可申請	・転学通知書 ・転入学通知書 ※校区外通学には条件があります。 詳しくは受付窓口でご相談くださ い。		学校教育課 4階2番窓口	
	児童手当を受給している方 （0才～高校生年代）	※手続の必要はありません	子どもの健康保険証 （子どもと別居しているとき） ※公務員世帯の方は、勤務先へ 申請してください		子育てのこと 1階14番窓口 （こども課）	
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方	別居監護の申立て ※同月中に同居になる場合は不要				
	子ども医療受給者証をお持ちの方 （0才～中学生年代）	住所変更				
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続が必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証 ※同意書や認印が必要な場合が あります			
	保育園等に入園しているお子さんがいる方	住所変更				

料金	上下水道を使用する方または使用をやめる方	使用開始申込みまたは中止手続	・上下水道使用開始届 ※同封の返信用封筒で郵送可です ※中止はお電話で手続できます		上下水道料金センター 健康管理センター1階 0982-52-5228	
	その他 市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続	※受付窓口でご相談ください		県北住宅管理センター (日向営業所) 原町4丁目120番地6 0982-57-3151	
		市営住宅の同居手続				
	ごみの出し方のご案内	(資源物・ごみカレンダー) ※日向市公式アプリ、LINEからもご確認いただけます。 ※出す場所がわからない方は、環境政策課へご連絡ください。			環境政策課 大字富高2203番地1 0982-53-2256	
	引越しの片付けで多量のごみを処分する方	・ご自身で施設に持ち込む(無料) ・運搬の依頼をする(有料)	※運搬の依頼をする場合は、 右記の、家庭系一般廃棄物の 収集運搬の許可を持つ業者に ご相談ください。		【許可業者】 (有)クリーン日向 0982-53-3109 (株)黒田工業 0982-55-0055 (株)日向衛生公社 0982-54-5111	



日向市役所

〒883-8555
日向市本町10番5号

市代表電話番号

0982-52-2111

開庁時間 朝8時30分～夕方5時15分 (土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

《東郷総合支所》
日向市東郷町山陰丙1374番地
0982-69-3900

《細島支所》
日向市大字日知屋古田町61番地1
0982-52-2601

《岩脇支所》
日向市大字平岩737番地2
0982-57-1001

《美々津支所》
日向市美々津町3432番地1
0982-58-1101

なお、総合支所・支所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

転居手続ガイド

質問に答えることで、該当する
手続を確認することができます。



日向市内で引越しされた方へ

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要な物》

・お持ちの方は「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」

・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

関連する手続は内側にあります

必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

手続チェックシート

転居

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をします
本人確認書類の提示をお願いいたします

1点で
本人確認
できるもの

〈官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの〉



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

・パスポート

・障害者手帳

・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

・健康保険証

・年金手帳※

・介護保険証

・健康保険資格確認書

・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続をするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。

2. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。

3. 番号制度の対象手続の場合は、手続の対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。